

## 献呈の辞

松浦馨先生と小早川義則先生は、今年の三月三十一日をもって本学を定年退職されました。

松浦先生は、平成五年四月に名古屋大学から本学法学部に着任されました。以来今日まで九年間にわたり、「民事訴訟法」を主としてご担当され、教育と研究に精魂を込められました。まず、学外においては、日本民事訴訟法学会理事、司法試験考査委員、法制審議会民事訴訟法部会委員及び法制審議会強制執行制度部会委員などの要職を歴任されました。また、学会においては、国際商事仲裁の第一人者として活躍され、本学における「社会経済紛争研究所」の研究代表者として、研究者の指導に邁進されています。さらに、学内行政においては、平成一二年から名城大学評議員を勤められ、大学の充実のために尽力され、貢献されました。先生は情熱家であり、教育やご研究においてもそれは十分発揮され、多くの学生と若き研究者を引き付けたであります。本学定年後も、本年の四月から、先生は特任教授にご就任され、本学のためにご協力を頂いています。

小早川先生は、昭和五二年四月に、本学に着任されました。以降、助教授、教授と昇任され、本年三月に退職されるまで、二五年にわたり「刑事訴訟法」を主にご担当され、教育と研究に熱意を注がれました。この間、学会活動として刑事訴訟法のご研究に邁進され、「共犯者の自白」や「ミランダ法則」などの分野に特筆すべき成果をあげられました。また、学内行政にも尽力され、学生部協議委員、学長選挙の際の選挙管理委員長、図書館運営委員、研究制度企画委員、そして三期六年にわたって名城大学協議委員を歴任され、ご活躍されました。先生は、飾らないお人柄から、講義や演習においても、学生を魅了されたことでしょう。このような先生のご業績に対して、本学

は名誉教授の称号をおくり、今後もご指導とご助言を承ることになります。

私たちは、両先生のご退職に際して、先生方のご業績を讃え、心から感謝の意を込めて、ここに本論文集を捧げる次第であります。両先生が今後一層ご研究に邁進され、後進の研究者の先達として活躍されるよう期待し、ご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

平成一四年九月

名城大学法学会長 木 村 裕 三